

大阪病診薬連携アライアンス会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪病診薬連携アライアンスと称する。

(事務局)

- 第2条
- 1.本会の事務を処理するために、事務局を設ける。
 - 2.本会は、主たる事務局を大阪赤十字病院 薬剤部に置く。
 - 3.本会の主たる事務局管理者は、大阪赤十字病院 病院長とする。
 - 4.地域の事情を鑑み、地域事務局を設ける事ができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、多医療専門職の協議による良質な薬物療法の提供を通じ、地域住民への公衆衛生の向上及び増進に寄与し、地域住民の健康な生活を確保する事を目的とする。

(事業)

- 第4条
- 1.本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 本会加入施設の医療の質向上のための教育及び研修に関する事業
 - (2) 本会加入医師の業務負担軽減に資する事業
 - (3) その他本会の目的を達成するに必要な事業
 - 2.なお、詳細は別途、細則に定める

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 病院
- (2) 診療所(医科)
- (3) 診療所(歯科)
- (4) 薬局

(入会)

第6条 会員の入会は、自由意思によるものであり、入会希望するものは、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

- (1) 入会については、特に申し出がない限り、入会届提出の翌月月初日とする。ただし、10日以前である場合は、当月15日とする。

(入会金及び会費)

第7条 本会は、入会金及び会費は発生しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出して、任意に退会する事ができる。

(1) 退会については、特に申し出がない限り、退会届提出の月末日とする。

(会員資格の変更)

第9条 会員は、名称及び住所等の変更があった場合は事務局にその旨を届け出るものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総会参加者の過半数以上の議決により、これを除名する事ができる。

(1) 本会の目的を妨げる、または妨げようとする行為があったとき

(2) 本会の名誉を毀損する行為があったとき

(3) 本会の会則に対し重大な違反があったとき

(会員資格の喪失)

第11条 第8条及び第10条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

(1) 会員施設が長期にわたりその業務を停止あるいは休止した場合

(2) 会員施設が経営移譲した場合

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第10条及び第11条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する権利を失う。

(会員情報)

第13条 会員の入退会情報は、事務局のホームページにて、施設名称、住所を公表する。

第4章 世話人

(構成および開催)

第14条 1.本会に3人以上の世話人を置く。

2.世話人会は、世話人をもって構成する。

3.世話人会における議決権は、世話人(施設)につき1件とする。

4.世話人会開催は不定期であり、特に開催時期を定めない。

5.世話人会開催時期については下記とする。

(1) 事務局が開催の必要を認めたとき

(2) 世話人の過半数が開催を求めたとき

(招聘)

第15条 世話人会は、事務局が招集する。

(進行)

第16条 進行役は、その世話人会において、出席者の中から選出する。

(役割)

第17条 世話人会は次に掲げる職務を担当する。

- (1) 本会の目的に沿った事業提案
- (2) 決定事業の適正化の確認
- (3) 地域事務局の設置に関する協議
- (4) 細則の制定
- (5) その他、会務の決定

(決議)

第18条 世話人会の決議は、世話人会の過半数が出席し、出席の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第19条 会員が世話人会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき世話人の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の世話人会の決議があったものとみなす。

(議事録等)

第20条 世話人会の議事については、事務局が作成する。

第5章 総会

(構成および開催)

第21条 1.総会は、全ての会員をもって構成する。

- 2.総会における議決権は、会員(施設)につき1件とする。
- 3.総会開催は不定期であり、特に開催時期を定めない。
- 4.総会開催時期については下記とする。

- (1) 世話人会が開催の必要を認めたとき
- (2) 事務局が開催の必要を認めたとき
- (3) 会員の過半数が開催を求めたとき

(招集)

第22条 総会は、事務局が招集する。

(進行役)

第23条 進行役は、その総会において、出席者の中から選出する。

(権限)

第24条 1.総会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 解散に関する事項
- (4) 世話人の選出
- (5) その他、本会則に定められた事項

2.前項の規定にかかわらず、この総会においてはあらかじめ目的である事項として通知

した以外の事項は、決議する事はできない。

(決議)

第25条 総会の決議は、総会参加者の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第26条 会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員の過半数が書面、電磁的記録、又は他の会員を代理として同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(議事録等)

第27条 総会の議事については、事務局が作成する。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第28条 この会則は総会の過半数が出席し、出席の 2/3 以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 本会は、総会の決議その他、法的根拠にて解散する。

第7章 雑則

(細則)

第30条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は世話人会の決議により別に定める。

附則

I. この会則は、令和5年1月1日から施行する。